

# 令和6年度 県単道路橋梁維持（沿道美化）及び県単道路橋梁維持（除雪）事業に伴う産業廃棄物処理業務仕様書

本仕様書は、長野県長野建設事務所（以下「委託者」という。）が委託する産業廃棄物処理業務の仕様を定めるものであり、業務受託者（以下「受託者」という。）は本仕様書に基づき業務を行うものとする。

本仕様書に示されていない事項であっても、委託者が業務遂行上必要と認めた場合、受託者は速やかに契約金額の範囲内で業務を実施するものとする。

## 1 業務名

令和6年度 県単道路橋梁維持（沿道美化）及び県単道路橋梁維持（除雪）事業に伴う産業廃棄物処理業務

## 2 目的

本業務は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令を遵守し、委託者が排出する産業廃棄物を受託者が収集・運搬し処分するものである。

## 3 履行期間

契約の日から令和7年3月31日までとする。

## 4 作業内容

### (1) 産業廃棄物の種類

本業務における産業廃棄物の種類は、木くず、紙くず、金属くず、廃プラスチック類、がれき類・ガラスくず類、廃タイヤ、リサイクル家電製品、道路清掃土砂混合廃棄物とする。

(2) 受託者は、中御所維持作業基地（長野市中御所）、五輪大橋下集積場（長野市大豆島）及び長野建設事務所管内（凍結防止剤散布業務により廃プラスチック類が発生する場所）に集積された産業廃棄物（道路維持作業等で回収した落下物等）の収集・運搬及び処分を行う。

(3) 受託者は、排出された産業廃棄物を許可施設にて適正に処分する。道路清掃土砂混合廃棄物に関しては、中間処理施設にて土砂とその他の廃棄物に適正に分別した後、処分を行うこと。

(4) 委託者から排出された廃棄物は他者から排出された廃棄物と混同して運搬しないこと。

(5) 集積された産業廃棄物は委託者からの指示により速やかに収集・搬出するものとし、委託者から産業廃棄物管理表（以下「マニフェスト」という。）の交付を受けること。また、月毎に廃棄物の種類、排出量を内訳表にまとめ委託者へ報告すること。

(6) リサイクル家電製品の対象品目については、家電リサイクル法等に基づき適正に処理すること。

(7) 産業廃棄物の搬出及び処理に係る手数料等の費用については、すべて受託者の負担とする。

## 5 必要要件

(1) 中御所維持作業基地に産業廃棄物を保管するコンテナ 1台を常設(無償)できる者であること。

## 6 令和 6 年度年間予定排出量

産業廃棄物の種類	予 定 排 出 量	
	数量	単位
紙くず	30	m <sup>3</sup>
木くず	70	m <sup>3</sup>
金属くず	10	m <sup>3</sup>
廃プラスチック類 (20km 以下)	200	m <sup>3</sup>
廃プラスチック類 (20km を超え 40km 以下)	50	m <sup>3</sup>
がれき類、ガラスくず類	15	m <sup>3</sup>
廃タイヤ (軽自動車用タイヤ)	5	本
廃タイヤ (普通自動車用タイヤ)	5	本
廃タイヤ (大型自動車用タイヤ)	5	本
廃タイヤ (大型特殊タイヤ)	3	本
リサイクル家電製品 (冷蔵庫 170 リットル以下)	1	台
リサイクル家電製品 (冷蔵庫 171 リットル以上)	1	台
リサイクル家電製品 (洗濯機)	1	台
リサイクル家電製品 (テレビ 15 型以下)	1	台
リサイクル家電製品 (テレビ 16 型以上)	1	台
リサイクル家電製品 (エアコン)	1	台
道路清掃土砂混合廃棄物	50	m <sup>3</sup>

ただし、廃プラスチック類 (20km以下) 及び (20kmを超える40km以下) の距離については受託者の処分場から長野建設事務所管内(凍結防止剤散布業務により廃プラスチック類が発生する場所)までの最短経路の距離とする。